

2026年7月31日

厚生労働大臣
上野 賢一郎 殿

UAゼンセン
会 長 永島 智子
(公印省略)

UAゼンセン
日本介護クラフトユニオン
会 長 染川 朗
(公印省略)

介護報酬改定に係る要請書
－介護人材確保のために－

貴省の厚生労働行政に対する日頃のご健闘に、心より敬意を表します。

日本介護クラフトユニオン(NCCU)は、2000年1月に結成した介護従事者の職業別労働組合であり、現在、約87,000人の組合員で構成されています。

政府においては処遇改善や介護報酬の引き上げが進められているものの、介護人材の確保・定着、次世代育成には依然として大きな課題があります。一方で、2024年度改定では訪問介護の基本報酬が引き下げられ、加えて物価高騰の影響も重なったことで、訪問介護事業者の倒産は過去最多となりました。必要な介護サービスを受けられない「介護難民」の増加や、中山間地域でのサービス提供体制の空白拡大も懸念されています。保険料を負担していても必要なサービスを利用できない事態は、介護保険制度の持続性そのものを揺るがしかねません。

今後増加する要介護者を支えていくためには、介護人材の確保・定着に向けたさらなる処遇改善が必要です。介護が将来にわたって選ばれる職業となるよう、他産業との賃金格差の是正とともに、抜本的な改革が不可欠です。

介護従事者が希望と誇りを持って働き続けられる環境を整えることは、介護保険制度の持続可能性の確保と、利用者への質の高いサービス提供につながるものと考えます。

また、高齢者の自立支援を進めるためには、複雑化する介護保険制度を、利用者や家族、介護従事者、将来的に利用する可能性のある人を含め、誰もが理解しやすく、簡素で納得感のある制度へ見直すことが求められます。

こうした観点から、2027年度の介護報酬改定にあたり、以下の内容について要請いたします。

厚生労働大臣におかれましては、私どもの要請内容についてご理解を賜り、2027年度介護報酬改定に反映していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【要請内容】

1. 処遇改善加算相当額を基本報酬に組み込み、介護従事者の処遇改善を確実に担保する仕組みを構築するとともに、介護報酬を引き上げること

介護人材の確保・定着を図るためには、介護従事者が安心・安定して永く働き続けられる環境を整備し、処遇改善を安定的かつ継続的に推進することが不可欠です。利用者の生命、生活、尊厳を支える専門性の高い仕事である介護職には、その社会的役割と責任にふさわしい賃金水準が確保される必要があります。

しかし、介護サービスは公定価格である介護報酬で運営されているため、他産業のように価格転嫁によって賃上げ原資を確保することが困難です。他産業での継続的な賃上げが進む中、必要な原資が確保されなければ、人材流出や入職者の減少を招き、持続可能な提供体制そのものが崩壊の危機に直面します。

これまで国は、各種処遇改善加算により介護従事者の処遇改善を図ってきましたが、現場からは、「配分方法が分かりにくい」「賃金への反映が見えにくい」「月例賃金として安定的に反映されていない」「法人や事業所によって配分に差がある」「申請・実績報告等の事務負担が大きい」といった声が寄せられています。

介護従事者が将来設計を描けるようにするためには、処遇改善分が一時金に偏ることなく月例賃金に安定的に反映され、定期昇給やキャリア形成とも連動する賃金制度につながる必要があります。

つきましては、介護従事者の賃金水準が全産業平均と比して遜色のない水準となるよう、物価上昇、他産業の賃上げ動向、介護事業者の経営実態を反映した介護報酬の引き上げを強く要請します。あわせて、現行の「介護職員等処遇改善加算」相当額を基本報酬に組み込み、処遇改善を真に機能させる新たな減算等の報酬ルールを構築を求めます。また、基本報酬への組み込みまでの間においても、配分の透明性、賃金改善の実効性、事務負担の軽減を図り、必要な賃金水準を明確に示すことを求めます。

2. 簡素で分かりやすく、安定的な事業運営を支える介護報酬体系とすること

介護報酬は、改定のたびに加算・減算が複雑化しており、利用者・家族にとっても、現場で働く介護従事者にとっても理解しにくい仕組みとなっています。また、加算内容の説明、算定要件の確認、記録作成、請求事務等は現場の大きな負担となっており、介護従事者が本来のケアに専念する時間を圧迫する要因にもなっています。制度への信頼と納得性を確保するためにも、報酬体系を可能な限り簡素化し、誰にとっても分かりやすい仕組みとする必要があります。

また、介護報酬の改定にあたっては、介護事業経営実態調査における収支差率、給与費率等が重要な基礎資料とされていますが、それらがどのような考え方に基づき単位設定に反映されているのかは、必ずしも十分に明確とは言えません。改定ルールが不明確であることは、介護事業者の中長期的な事業運営や採用計画に影響を及ぼし、安定的なサービス提供体制の確保にも支障を来すおそれがあります。

介護サービスは国の制度に基づく社会インフラであり、介護報酬は事業者の経営、介護従事者の配置、利用者へのサービス提供体制に直結するものです。そのため、報酬改定にあたっては、収支差率や給与費率等の経営実態を踏まえつつ、物価上昇、人件費、地域差、サービス提供に必要な間接業務、教育・研修、ICT 導入等に要する費用を適切に評価する必要があります。

つきましては、利用者・家族及び介護従事者が理解し納得できる、簡素で分かりやすい報酬体系とするとともに、介護報酬改定における考え方及びルールを明確化し、経営実態や物価・人件費等の必要費用を適切に反映した、介護事業者の健全な事業運営と安定的なサービス提供に資する単位設定とすることを要請します。

3. 介護保険制度の持続可能性を確保するため、必要なサービスを抑制しない安定的な財源確保策を講じること

介護給付費は、制度創設以降、要介護認定者数や制度利用者数の増加に伴い大きく増加しており、介護保険料も上昇を続けています。今後、2040 年に向けて高齢者人口がピークを迎え、介護ニーズがさらに増加する中、介護保険制度の持続可能性を確保することは重要な課題です。

一方で、制度の持続可能性を確保するためとして、必要なサービスの利用抑制や給付削減に偏ることがあってはなりません。必要な介護サービスが利用できなければ、介護を必要とする高齢者の生活に支障を来すだけでなく、家族介護の負担増加や介護離職の増加にもつながります。

介護保険制度は、高齢者とその家族の生活を支える社会基盤であり、その安定的な運営には、将来にわたって必要な財源を確保することが不可欠です。

つきましては、介護保険制度の持続可能性を確保するため、給付抑制に偏ることなく、必要なサービスの質と量を確保できる安定的な財源確保策を講じることがを要請します。

あわせて、公費負担割合の見直しを含め、将来にわたって安定的な制度運営を可能とする財源のあり方について、国民的な議論を進めることを要請します。